

勧告に当たって (北九州市人事委員会委員長談話)

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

公務員給与を社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ、従来から本委員会は、本市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本として、勧告を行ってきました。

本年も、本市行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の4月分給与を精確に比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を557円(0.14%)下回っていました。

本委員会は、この較差を是正するため、国の改定傾向等を考慮の上、若年層に重点を置いた給料表の改定を行うよう勧告しました。

また、特別給(ボーナス)について、市内民間事業所における支給状況を受けて、国に準じて措置することが適当である旨言及しました。

月例給は2年ぶりの引上げ、ボーナスは6年連続の引上げという内容になります。

「住居手当の見直し」については、国における住居手当の改定を踏まえ、これに準じて令和2年4月から見直しを行うこととしました。

このほか、「これからの人事・給与制度」、「定年の引上げ」、「本市職員の働き方」、「心の健康づくり」、「ハラスメントの防止」及び「会計年度任用職員」などについて、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に適正な処遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

関係各位におかれましては、勧告制度の意義と役割について、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、職員各位におかれては、市民の信頼と期待に応えるよう、職務上はもとより、職務外においても公務員としての高い倫理観と自覚を持ち、一層職務に精励されるよう要望いたします。

令和元年9月18日

北九州市人事委員会

委員長 河原 一 雅